**就業規則や内規において定める場合の例**

※内規等の形で定めた場合には、内容が明文化され、労働者に周知されていることが分かる資料が必要です。

（社内報、イントラの掲示版等の画面を印刷した書類などを添付すること）

会社は、育児休業を取得する労働者が生じたことに伴い当該労働者の業務を代替することとなった労働者の業務の増加に伴う負担を軽減するため、育児休業を取得する 労働者の業務の整理・引き継ぎに係る支援を行うとともに、当該労働者の業務を代替 することとなった労働者への引き継ぎの対象となる業務について、休廃止・縮小、効 率化・省力化、実施体制の変更、外注等の見直しを検討し、検討結果を踏まえて必要 な対応を行うこととする。

参考

（QA　Ｑ出８※より）※<https://www.mhlw.go.jp/content/001096365.pdf>